

第 78回 滋賀県景観審議会 議事概要

■実施概要

日時:令和8年(2026年)3月17日(火) 10:00~12:00

場所:大津合同庁舎7階 7-A 会議室

■議事(1件)

・景観法第 16 条に規定される勧告の基準(案)について

■報告(2件)

・滋賀県屋外広告物条例施行規則の改正について

・しがのフォトコン 2025！について

■出席者:

1. 市川委員、江竜委員、小川委員、黒坂委員(web)、小林委員、寺井委員、仁木委員、萩原委員、横山委員(13名中10名出席 欠席:高見委員、山口(敬)委員、山口(美)委員、横江委員)
2. 事務局4名
3. 傍聴者0名

■議事概要

滋賀県景観審議会運営要領の改正について

事務局	全委員 13 名中9名の方に出席いただいております、定足数を満たすことから本日の会議が成立することをお伝えします。 それでは、議事の進行につきましては会長お願いします。
会長	では、早速ですが議事を進めさせていただきます。議第 1 号の景観審議会運営要領について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料1を説明)
会長	ただ今、説明のありましたことについて質問等はございますか
委員	部会長の判断に委ねる部分について、時間がない中で委員の招集が難しいといった緊急事態の場合、どのように判断されるのでしょうか。
事務局	場合によっては書面での開催も考えられますが、オンラインが基本です。委員の皆様が集まらない場合は、複数回に分けて開催するなど、部会長と相談しながら状況に応じて柔軟に対応していきます。
委員	極端な話、委員が全員参加できないような状況があれば、部会長と県の方で判断していくという、フレキシブルな対応をされるという理解でよろしいですか。

事務局	はい、そのように考えております。
委員	「景観はゆるやかな規制誘導が目的であり、幅を持たせた基準で運用していく」という方針が示されました。一方で、勧告は「よほどのことがあった場合」に2週間程度で結論を出すという、ある意味で相反する状況です。その中で、最終的な責任を部会長や県に委ねるといった形が、この緻密な案に対して少し拙速ではないかと感じました。
事務局	勧告の対象となるのは、「幅のある基準」から大きく逸脱した案件です。時間をかけて景観を形成していくという全体方針と、緊急時拙速な判断は、矛盾するものではないと考えております。
委員	期間が短いからこそ、部会長にある程度の裁量を委ねるべきだと考えます。開催方法を「オンライン」と固定してしまうと、重要な案件で審議会全体で議論すべき時にそれができなくなったり、書面確認の方が適した案件に対応できなったりする可能性があります。様々な状況を想定し、柔軟に対応できるようにするため、部会長が判断できる余地を残すのが当然だと考えます。 また内容についての疑義はありませんが、運用基準の文言について、公文書としてより整った表現に体裁を整えるべき。 審査指針にある「一般的な観点から」という文言の意図が不明確。専門家が集まる場で「一般的」とは何を指すのか。例えば「周辺環境との調和の観点から」など、より具体的な表現にすべきではないか。 開催方法やその他の細かい規定に関しても、より適切な表現がある。
事務局	「一般的な観点」とは、一般の県民から見てその建物が許容されるか、どう思われるかという視点で議論していただくことを意図しています。 例示いただいた「周辺環境との調和の観点から」という趣旨で間違いはない。ご指摘のとおり、全体の文言の体裁を整えます。
委員	判断が難しい案件が審議会に上がってくるため、委員同士で意見を交わしやすい環境を整えてほしい。資料16ページにある「景観担当課、開発・建築確認が同じ課内にあり、情報共有ができていたため勧告期限の30日は問題視していない」という記述について、具体的な意味を再度説明してほしい。
事務局	建築確認などの情報が同じ課内にある場合、景観の届出(30日前)より前に問題案件を把握でき、迅速な対応が可能になるという事です。開発に関しては、事前協議の照会があるので県でも事前に情報を得られるため、開発も記載しているのは不適當でした。
委員	県庁内で部署が違うという理由で情報共有が遅れるのは、組織体制上の課題といえます。勧告を行う時点であらかじめ改善すべき点ではないでしょうか。
事務局	建築確認では関係課に照会などは無いため、そこから情報を得ることはできません。事業者側も「30日前に出せばよい」という考えのため、それ以前に情報

	が出てこないことが多いです。
委員	建築確認申請は行政窓口だけでなく民間の指定確認検査機関に出されるケースが非常に多いです。民間機関は「景観法の届出は出しましたか？」と確認するに留まり、そこが連携しない一因ではないでしょうか。
委員	事務局は情報を「掴む」という姿勢だが、建てる側(事業者)からすれば、むしろどのような基準なのかという「情報が欲しい」。双方の歩み寄りが必要。情報提供のあり方を変え、双方向でやり取りできる仕組みを考えてはどうか。
委員	事業者と行政、双方向の関係性は非常に重要ですね。
委員	勧告する理由だけでなく、例えば「こういう色に変更してください」といった「勧告の内容」まで含めて審議会で議論するのか。
事務局	勧告する際は、基準内の色にするよう求めます。基準を超えている案件に対して「ここまでなら許容する」といった指導はできませんので、指導の内容まで審議することは無いと考えます。審議会では、勧告に際して、周辺景観の影響をどう判断したか、その裏付けが合理的であるかを審議していただきます。
会長	審議会で勧告を出すと決めた際には、なぜ出すに至ったかの議論(附帯意見など)も議事録にしっかり残し、それも併せて事業者に渡すことが大切ですね。それでは、この件についてご意見はありますか？今回のご指摘を踏まえ体裁は修正するとして、内容としては案の通りとしてよろしいでしょうか。 (意見なし) ありがとうございます。

【報告1】滋賀県屋外広告物条例施行規則の改正について

意見なし

【報告2】しがのフォトコン 2025！について

委員	米原市商工会でもフォトコンテストを実施しており、受賞作品を地域のお土産の包装紙やグッズのデザインに活用して販売する取り組みを行っています。この「しがのフォトコン」の素晴らしい写真も、ただ発表して終わりにするのではなく、観光振興に向けた発信方法として活用できるのではないのでしょうか。今後の課題としてご検討いただければと思います。
事務局	ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。

以上